

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年5月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和6年5月15日	大分バス株式会社(法人番号3320001000286)代表者高寄和弘	大分中央営業所	輸送施設の使用停止(30日車) 文書警告	道路運送法(以下「法」)第16条第1項、 法第27条第3項	令和5年4月25日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)(2)事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(3)点呼の記録事項等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第4項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)	4	4	4	3
	大分県大分市金池町2丁目12番1号	大分県大分市大字横尾303番地の1							